

2021年2月9日

「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」委員 各位

写) 消費者庁消費者制度課 御中

同委員 松浦 正治

「公益通報対応業務従事者として定めなければならない者の範囲」に関する意見

第三回検討会においてお伝えしておりました通り、検討会における時間的制約を考慮し、掲題の重要論点につきまして、書面にて意見を述べさせていただきます。

1. 意見の骨子

今般、お示しいただいた「報告書（案）」では、掲題の「範囲」に関する指針での定めとして、以下の内容をご提案いただいております。

事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して、公益通報対応業務を行う者で、公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。

また、ここで述べられている「公益通報者を特定させる事項」については、脚注で以下の考え方をご提示いただいております。

「公益通報者を特定させる事項」とは、公益通報をした人物が誰であるか「認識」することができる事項をいい、単に（既知情報と照合して）「想像」や「推測」ができるにすぎない場合には該当しない。公益通報者の氏名、社員番号等のように当該人物に固有の事項を伝達される場合が典型例であるが、性別等の一般的な属性であっても、当該属性と他の事項とを照合されることにより、排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる場合には、該当する。

民間事業者における内部通報制度の運営実態に照らすと、上記下線部の箇所につきましては、一段の明確化が望まれます。具体的には、当該下線部に続けて、以下の趣旨の記述を追加すべきと考えます。

ただし、当該公益通報者が、通報対象事実に関する被害者と同一人物である等のために、調査・是正を進める上で、公益通報者の排他的な特定を避けることが著しく困難な場合には、該当しない。

なお、本記述は、調査・是正にあたり、被害者が誰であるかを関係者に伝達せざるをえない場合にも、被害者自身が公益通報者である事実には言及しないことを、従事者の運用実務とすべきことを前提としております。

2. 背景

多くの事業者において、内部通報制度は、潜在リスクを早期に発見するための制度として、コンプライアンスに係る問題を、事由を限定することなく幅広く受け付ける態勢で運営されています。そして、こうして受け付けられる様々な通報事案の中では、通常、ハラスメントに係る通報が最大多数を占めています。

ハラスメントも重篤なものであれば、傷害罪等の構成要件を充足し、公益通報対象事実に該当し得ます。品質偽装や会計不正等との対比で、ハラスメントに係る内部通報の件数は圧倒的な規模となっています。

ますので、あくまで推定ではありますが、公益通報に該当する事案の件数だけを比較したとしても、ハラスメントが品質偽装・会計不正等を上回るものと思います。

そして、ハラスメントを迅速かつ的確に解決に導くことは、被害者の人権保護の観点からはもちろん、レピュテーション・ダメージ回避の観点からも、事業者にとって極めて重要な課題です。SNS 等、万人に開かれた強力な情報伝達手段が存在する現代社会において、ハラスメント対応の適切性は、レピュテーションの側面において事業者の存続に関わる問題ともなり得ます。

品質偽装・会計不正等では、通報者はあくまで情報提供者の位置づけに留まるため、通報者特定情報を明らかにしなければ調査・是正ができない状況は想定しにくいですが、ハラスメント通報の場合には、一般に被害者自身が通報者である蓋然性が高いため、通報者を秘匿したまま調査や是正を行うことが極めて困難です。

ハラスメント事案への対応においては、被害者と加害者の関係性を知る周辺の社員等からの聞き取り調査等による事実確認を行うとともに、被害者の上司・同僚等に指示して職場環境の改善をはじめとする是正・再発防止に取り組ませることになります。このため、少なくともこれらの過程に関係する者には、ハラスメントが発生した事実と、被害者（＝通報者）の氏名を伝達せざるを得ません。

従事者から、被害者の上司・同僚等に通報者特定情報を開示したとしても、被害者救済・職場環境改善を行うために必要であり、開示の範囲・方法が相当なものであれば、「正当な理由」（改正法第 12 条）に当たるものと考えられますが、一般の会社員に過ぎない従事者が、「正当な理由」への該当性を、改正法の法文のみを手掛かりに自ら確信をもって行えるとは、通常、期待できません。このため、指針等によって、一般の会社員にあっても疑義の余地がない程度に明確なガイダンスが示されない限り、従事者が刑事罰を恐れて過度に慎重になった結果、調査・是正を停滞させる事例が、多数の事業者で発生するのではないかと強く懸念しております。

今般の意見は、このような認識に基づき、「排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる場合」について、一段の明確化の必要性を提言させていただくものです。

以上